

鹿島市アピランスケア助成に関するQ&A

助成について		
1	今年度すでに助成を受けました。助成は1度きりですか。	上限額に達するまでは申請できます。
2	過去に助成を受けました。ウィッグを再購入しましたが助成は受けられますか。	上限額は1年度につき20,000円です。再購入などの場合、毎年度助成可能です。
対象経費について		
3	定期支払（レンタル）の場合は助成対象となりますか。	定期支払（レンタル）は対象外です。
4	医療用ウィッグの附属品及びケア用品とはどういうものですか。	補正具を装着する際に直接身につけないものが附属品です。 （例）シャンプー、トリートメント、専用スプレー、専用ピュアウォーター、専用消臭ミスト、専用美容液、専用ブラシ、専用スタンドなど
5	全頭タイプ以外でも助成対象となりますか。	外見上ウィッグに見える状態（部分ウィッグも可）の者であれば助成対象です。 それ以外の着帽状態の場合（帽子、ターバン、スカーフ等含む）は対象外です。
6	手作りウィッグの材料費は助成対象となりますか。	対象外となります。
提出書類について		
7	お薬手帳はどのようなページが必要ですか。	抗がん剤の処方日、処方薬が分かるページが必要です。脱毛の副作用がある抗がん剤の処方処方がされているかを確認しますので、副作用を抑える薬のみでは証明書類とはなりません。